

ID: 296-1

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の徴収																																			
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第10条第1項(第14条において準用する場合を含む。)																																			
例 規 番 号	昭和40年条例第13号																																			
【根拠条文】 (使用料等) 第10条 法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 第15条第1項の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する有料公園施設に係る第9条の2の規定による許可を受けた者は、前項の使用料に代えて、当該有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。 3 前項の利用料金は、指定管理者が、別表第4に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。 4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。 別表第4(第10条関係) 1 公園施設を設ける場合																																				
<table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th><th colspan="4">使用料</th></tr> <tr> <td>休憩所・売店</td><td>1月</td><td>1平方メートルにつき</td><td colspan="2">46円</td></tr> </table>						施設の種類	使用料				休憩所・売店	1月	1平方メートルにつき	46円																						
施設の種類	使用料																																			
休憩所・売店	1月	1平方メートルにつき	46円																																	
2 公園施設を管理する場合																																				
<table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th><th colspan="4">使用料</th></tr> <tr> <td>休憩所・売店</td><td>1月</td><td>1平方メートルにつき</td><td colspan="2">97円</td></tr> </table>						施設の種類	使用料				休憩所・売店	1月	1平方メートルにつき	97円																						
施設の種類	使用料																																			
休憩所・売店	1月	1平方メートルにつき	97円																																	
3 有料公園施設を利用する場合																																				
<table border="1"> <tr> <th>施設の種類</th><th>使用区分</th><th colspan="2">使用料</th><th>超過料金</th></tr> <tr> <td>川西運動場</td><td>運動場</td><td>専用</td><td colspan="2">1時間 720円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">朝日ヶ丘公園</td><td rowspan="2">水泳プール</td><td rowspan="2">一般</td><td>大人(中学生以上)</td><td>1回券 480円</td></tr> <tr> <td>子供(4歳以上小学生以下)</td><td>1回券 240円</td></tr> <tr> <td></td><td>専用</td><td colspan="2">2時間 72,000円(2時間未満は2時間とする。)</td></tr> <tr> <td>海浜公園</td><td>水泳プール</td><td>一般</td><td>大人(中学生以上)</td><td>1回券 400円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>子供(4歳以上小学生以下)</td><td>1回券 200円</td></tr> </table>						施設の種類	使用区分	使用料		超過料金	川西運動場	運動場	専用	1時間 720円		朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 480円	子供(4歳以上小学生以下)	1回券 240円		専用	2時間 72,000円(2時間未満は2時間とする。)		海浜公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 400円				子供(4歳以上小学生以下)	1回券 200円
施設の種類	使用区分	使用料		超過料金																																
川西運動場	運動場	専用	1時間 720円																																	
朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 480円																																
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 240円																																
		専用	2時間 72,000円(2時間未満は2時間とする。)																																	
海浜公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 400円																																
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 200円																																

	温水プール	専用	2時間 61,110円(2時間未満は2時間とする。)		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 30,550円
		一般	大人(中学生以上)	1回券 810円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 400円	
		回数券(11回)	大人(中学生以上) 8,140円		
			子供(4歳以上小学生以下) 4,070円		
		1月使用券	大人(中学生以上) 6,510円		
			子供(4歳以上小学生以下) 3,250円		
		駐車場	一般	30分までごとに100円(水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間 610円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間 1,830円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 1,830円
	駐車場	一般	30分までごとに100円(最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
芦屋市総合公園	陸上競技場	一般	大人	1回 480円	
			学生(高校生以下)	1回 240円	
		専用	平日 1時間 4,070円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,070円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 4,880円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,880円
	第1スポーツコート	専用	平日 1時間 500円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 500円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 610円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円
	第2スポーツコート	専用	平日 午前9時から正午まで 1時間 2,030円(1時間		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)

			未満は1時間とする。)	2,030円
			平日 正午から午後6時まで 1時間 5,090円(1時間未満は1時間とする。)	5,090円
			平日 午後6時から午後10時まで 1時間 6,110円(1時間未満は1時間とする。)	6,110円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後10時まで 1時間 6,110円(1時間未満は1時間とする。)	6,110円
		一般	1人1時間 500円(1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 500円
	会議室	専用	1時間 1,010円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 1,010円
	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回2,030円とする。	
芦屋公園	庭球場	専用	平日 1時間 1,520円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)1,520円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 2,030円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)2,030円
	会議室	専用	1時間 500円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)500円
	駐車場	一般	30分までごとに100円(庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
南緑地	西駐車場、東駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。	

備考

- 1 温水プールの回数券の有効期間については、購入日から3月間とする。
- 2 温水プールの1月使用券の有効期間については、購入日から1月間とする。
- 3 3歳児以下は、無料とする。
- 4 陸上競技場を営利、営業等を目的として専用使用するときの使用料は、専用使用料の5倍に相当する額とし、営利、営業等を目的とせず、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するときの使用料は、専用使用料の3倍に相当する額とする。

4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	30分 2,130円	30分につき 2,130円

		(30分未満は30分とする。)	(30分未満は30分とする。)
	野球場スコアボード	1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
川西運動場	運動場照明	1時間 50円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 50円 (1時間未満は1時間とする。)
朝日ヶ丘公園	コインロッカー	1回 100円	
海浜公園	コインロッカー	1回 100円	
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間 910円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 910円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
	展示用ボード	1式 1日 1,010円 (1日未満は1日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	1時間 500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 500円 (1時間未満は1時間とする。)

5 都市公園を占用する場合

占用物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき 536円
工事用仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事用施設	1月 1平方メートルにつき 536円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1月 1平方メートルにつき 536円
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき 4,644円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 3,096円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき 2,412円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 1,608円
標柱及び標識類	1月 1本につき 287円
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき 3,444円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき 3,444円
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの 120円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの

	156円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 240円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 312円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 468円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 624円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,092円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1,548円 外径が1メートル以上のもの 3,096円
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき 3,444円

6 都市公園において行為をする場合

行為	使用料
行商その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 680円
業として行う写真の撮影	1日 1人につき 1,940円
業として行う映画の撮影	1日 1回につき 7,760円
興行その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 50円

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

【基準】

根拠条文、芦屋市都市公園条例施行規則第9条の2及び第10条の規定による。

(駐車場使用料の上限額等)

第9条の2 海浜公園、芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場を使用する場合の条例別表第4 3 有料公園施設を使用する場合の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 海浜公園 600円
- (2) 芦屋中央公園 700円
- (3) 芦屋公園 600円

2 前項に規定する駐車場を午前8時の前後を引続き使用する場合において、午前8時までの駐車場の使用料の額が条例別表第4 3有料公園施設を使用する場合の表で定める上限額に達している場合の午前8時からの駐車場の使用料の額は、同表のとおりとする。

(使用料の計算方法)

第10条 第9条の使用料の計算方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 年額をもつて定める使用料は、使用の期間に1年未満の端数がある場合は、当該1年未満の期間を月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数については、1月として計算する。
- (2) 月額をもつて定める使用料は、使用の期間に1月未満の端数がある場合は、当該1月未満の期間を1月として計算する。ただし、使用の期間が15日以内の場合は、月額の半額と

する。 (3) 時間をもつて定める使用料は使用の時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。 (4) 30分をもつて定める使用料は使用の時間に30分未満の端数がある場合は、30分として計算する。 (5) 面積又は長さをもつて定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。 2 次条ただし書の場合においては、既納の使用料は、他日における使用料に充当することができる。			
備考			
【共通担当部署】 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 297

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第11条第1項及び第2項(第14条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和40年条例第13号		
【根拠条文】 (監督処分) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。 (1) 第3条、第4条第1項、同条第3項又は第9条の2第1項の規定に違反している者 (2) 第6条の規定に基づく処分に違反している者 (3) 第4条第5項又は第9条の2第2項の規定により許可に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項若しくは同条第3項又は第9条の2第1項の許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項又は第3項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 3 市長は、都市公園の管理上必要と認める事項について報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ調査させ、若しくは検査させることができる。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 299

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第17条及び第18条		
例 規 番 号	昭和40年条例第13号		
【根拠条文】 (罰則) 第17条 第11条第1項又は第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。 2 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 (両罰規定) 第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか法人又は人に対しても各本条に従つて処罰する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 328

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第5条第1項
例 規 番 号	昭和63年条例第29号

【根拠条文】

(使用料等)

第5条 前条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 第15条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせた場合にあっては、使用者は、前項の使用料に代えて、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。

3 前項の利用料金は、指定管理者が別表第2に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表第2(第5条関係)

1 JR芦屋駅北自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)					
	定期使用				一時使用	
	1月		3月		1日	回数使用 (11回分)
	地下1階	地下2階	地下1階	地下2階		
自転車	2,030	1,420	5,600	3,870	100	1,000
原動機付自転車	3,050	2,130	8,350	5,800	200	2,000

2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	2,030	5,600	100	1,000
原動機付自転車	3,050	8,350	200	2,000

3 阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	1,520	4,270	100	1,000
原動機付自転車	2,540	7,330	200	2,000
自動二輪車	—	—	300	3,000

- 4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	1,520	4,270	100	1,000
原動機付自転車	2,540	7,330	200	2,000

- 5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	2,030	5,600	100	1,000
原動機付自転車	3,050	8,350	200	2,000
自動二輪車	—	—	300	3,000

- 6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	2,030	5,600	100	1,000

備考

- 1 定期使用とは、毎月1日から末日までの1月単位で、1月又は3月の使用をいう。
- 2 一時使用とは、1日を単位とし、駐車1回の使用をいう。
- 3 使用許可期間を経過した場合における経過した期間に係る使用料の額は、1日につき一時使用の使用料の額とする。
- 4 第3条第3号に規定する自動二輪車のうち、原動機付自転車に類似するものについては、原動機付自転車の額とする。
- 5 第3条第4号の特に認めるものの使用料の額については、駐車する自転車等に類似する種類の使用料の額とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------	----------------

ID: 331

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第8条第1項(第15条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和63年条例第29号
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。 (1) 使用許可の申請に虚偽又は不正があつたとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者に損害が生じることがあつても、市はこれに対して補償の責めを負わない。 (管理の代行等) 第15条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 駐車場の使用の許可に関する業務 (2) 駐車場の運営に関する業務 (3) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営又は維持管理上市長が必要があると認める業務 3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の第3条第4号、第3条の2第3項、第3条の3第1項、第4条、第8条、第9条、第11条第7号及び第13条の規定の適用については、第3条第4号、第4条、第8条第1項及び第11条第7号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第3条の3第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第2項及び第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条中「市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------	----------------

ID: 335

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市道路占用料条例 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和29年条例第5号		
【根拠条文】 (延滞金) 第6条 市長は、占用料を納付すべき者が納付期限後に、その占用料を納付する場合においては、当該占用料が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該占用料にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して徴収する。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 【基準】 根拠条文及び附則第4項の規定による。 4 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 338

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	原状回復命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市道路占用規則 第16条第2項		
例 規 番 号	昭和42年規則第33号		
【根拠条文】 (原状回復等) 第16条 占用者は、法第40条第1項の規定により道路を原状に回復したときは、市長に届け出て、その検査を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による検査の結果不相当と認めた場合は、あらたに原状回復を命じ、また他の者をして原状回復を行わせることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 341

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (占用料の徴収) 第7条 市長は、第5条第1項第1号の規定による許可を受けた者(前条第2項の規定により許可の期間の更新の許可を受けた者を含む。)から占用料を徴収する。 2 前項の占用料の額、計算方法、徴収方法及び督促については、芦屋市道路占用料条例(昭和29年芦屋市条例第5号)第2条及び第4条から第6条までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 345

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第14条		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (監督処分) 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可の内容若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正の行為によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。 (1) 法定外公共物の管理上やむを得ない必要が生じたとき。 (2) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 346

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第18条及び第19条		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (過料) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第4条の規定に違反し、同条各号に規定する行為をした者 (2) 第5条第1項又は第6条第2項の規定による許可を受けないで、第5条第1項各号に規定する行為をした者 (3) 第5条第3項の規定による許可の条件に違反し、同条第1項各号に規定する行為をした者 (4) 第11条の規定による許可を受けないで、その権利を他人に譲渡し、又は転貸した者 (5) 偽りその他不正の行為により第5条第1項又は第6条第2項の許可を受けた者 第19条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 347

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	料金の徴収																		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第6条																		
例 規 番 号	平成8年条例第28号																		
【根拠条文】 (駐車料金の額等) 第6条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)の額は、別表第2に定める額とする。 2 市長は、回数駐車券(以下「回数券」という。)及び定期駐車券(以下「定期券」という。)を発行することができる。 3 回数券及び定期券の料金の額は、回数券にあっては別表第3、定期券にあっては別表第4のとおりとする。 別表第2(第6条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th><th>料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通駐車</td><td>30分ごとに250円(1日の合計額が2,000円を超える場合にあっては2,000円とする。)</td></tr> <tr> <td>夜間駐車(午後7時から翌日午前9時まで(午後12時を超えて利用する場合に限る。))</td><td>1回 1,500円</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 1日とは、午前0時から午後12時までの間の利用をいう。 2 夜間駐車料金が適用となる利用で、駐車した日の午後7時以前又は駐車した日の翌日の午前9時以後の利用がある場合における料金は、夜間駐車料金の料金に普通駐車料金を加算する。 別表第3(第6条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数券の種類</th><th>回数券の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48度数券</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> 備考 この表において、「度数」とは、料金250円相当の利用の単位をいう。 別表第4(第6条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場所</th><th>月額料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下1階</td><td>33,000円</td></tr> <tr> <td>地下2階</td><td>29,700円</td></tr> <tr> <td>地下3階</td><td>27,500円</td></tr> </tbody> </table> 【基準】 根拠条文に同じ。		使用区分	料金	普通駐車	30分ごとに250円(1日の合計額が2,000円を超える場合にあっては2,000円とする。)	夜間駐車(午後7時から翌日午前9時まで(午後12時を超えて利用する場合に限る。))	1回 1,500円	回数券の種類	回数券の金額	48度数券	10,000円	駐車場所	月額料金	地下1階	33,000円	地下2階	29,700円	地下3階	27,500円
使用区分	料金																		
普通駐車	30分ごとに250円(1日の合計額が2,000円を超える場合にあっては2,000円とする。)																		
夜間駐車(午後7時から翌日午前9時まで(午後12時を超えて利用する場合に限る。))	1回 1,500円																		
回数券の種類	回数券の金額																		
48度数券	10,000円																		
駐車場所	月額料金																		
地下1階	33,000円																		
地下2階	29,700円																		
地下3階	27,500円																		
備考																			

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	----------------

ID: 350

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	割増金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成8年条例第28号		
【根拠条文】 (割増金) 第10条 市長は、料金の徴収を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 351

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	退去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例 第12条第2項		
例 規 番 号	平成8年条例第28号		
【根拠条文】 (禁止行為等) 第12条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 他の自動車の駐車を妨げること。 (2) 駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を汚損し、又は損傷すること。 (3) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対して、退去を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日